

生活保護法による保護基準の告示案について

厚生労働省より、生活保護法第8条第1項の規定に基づいて、保護基準の告示案が示されたため、以下のとおり報告する。

1. 趣旨

社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果や、近年の物価の変動などを勘案し、生活保護基準について、必要な適正化を図る。

2. 改正内容

(1) 生活扶助基準の見直し【3の(1)～(4)に詳細】

一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

但し、激変緩和のため、以下の措置を講じる。

①世帯単位での生活扶助本体、児童養育加算および母子加算の合計の減額幅を、現行基準から▲5%以内にとどめる。このため、世帯によっては、経過的加算がある。

②見直しは、段階的に実施する(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階を想定)。

(注)生活扶助基準は、食費や被服費など個人的な費用である「生活扶助(第1類)」と光熱費など世帯共通の経費である「生活扶助(第2類)」および各種加算(母子加算など)で構成される。

(2) 教育扶助・高等学校等就学費【3の(5)～(6)に詳細】

①入学準備金(制服などの購入費)の支給上限額引き上げ。

②学習支援費(クラブ活動費など)の実費支給化。

③高校入学考査料の2校目分や制服などの買い直し費用を支給する。

3. 保護基準

(1) 生活扶助（第1類）…食費、被服費など個人的な費用

年齢	基準額①	基準額②	基準額③
	平成24年度基準	平成29年度基準	平成30年度基準
0～2	21,510	26,660	44,010
3～5	27,110	29,970	44,010
6～11	35,060	34,390	45,010
12～17	43,300	39,170	47,090
18～19	43,300	39,170	46,760
20～40	41,440	38,430	46,760
41～59	39,290	39,360	46,760
60～64	37,150	38,990	46,760
65～69	37,150	38,990	44,700
70～74	33,280	33,830	44,700
75～	33,280	33,830	40,350

生活扶助（第1類）逓減率…第1類の合算額に乗じる世帯人員別の逓減率

人員	逓減率①	逓減率②	逓減率③
	平成24年度基準	平成29年度基準	平成30年度基準
1人	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	0.8850	0.8548
3人	1.0000	0.8350	0.7151
4人	0.9500	0.7675	0.6010
5人	0.9000	0.7140	0.5683
6人	0.9000	0.7010	0.5383
7人	0.9000	0.6865	0.5087
8人	0.9000	0.6745	0.4844
9人以上	0.9000	0.6645	0.4639

(2) 生活扶助（第2類）…光熱費など世帯共通の経費

人員	基準額①	基準額②	基準額③
	平成24年度基準	平成29年度基準	平成30年度基準
1人	44,690	40,800	28,490
2人	49,460	50,180	41,830
3人	54,840	59,170	46,410
4人	56,760	61,620	48,400
5人	57,210	65,690	48,430
6人	57,670	69,360	55,440
7人	58,120	72,220	58,370
8人	58,570	75,080	61,040
9人	59,020	77,940	63,490
1人を増すごと に加算する額	450	2,860	2,450

(3) 児童養育加算…子どもの育成などに係る経費（校外活動費など）を加算

【現行】中学生まで月10,000円（3歳未満は、15,000円）

【改正後】高校生まで月10,000円（3歳未満は、13,300円）

(4) 母子加算…ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つための加算

【現行】月22,790円 【改正後】月21,400円

※子ども2人の場合は、2,800円加算。以後、1人増すごとに1,600円加算。

(5) 教育扶助基準

①基準額 小学校【現行】月2,210円 【改正後】月2,600円

中学校【現行】月4,290円 【改正後】月5,000円

②入学準備金 小学校【現行】年上限40,600円【改正後】年上限63,100円

中学校【現行】年上限47,400円【改正後】年上限79,500円

③学習支援費 小学校【現行】月2,630円 【改正後】年上限15,700円

中学校【現行】月4,450円 【改正後】年上限58,700円

(6) 生業扶助基準（高等学校等就学費）

①基本額 【現行】月5,450円 【改正後】月5,200円

②入学準備金【現行】年上限63,200円【改正後】年上限86,300円

③学習支援費【現行】月5,150円 【改正後】年上限83,000円

4. 生活扶助基準額の算出方法

(1) 生活扶助の計算式

①施行1年目【平成30年10月～平成31年9月】

<p>現行基準額 × 2 / 3</p> <p>(計算式)</p> <p>A = 基準額① (平成24年度基準) × 0.9</p> <p>B = 基準額② (平成29年度基準) × 1.0</p> <p>現行基準額 = (【第1類】A、Bのいずれか高い基準額 × 逓減率①、②) + (【第2類】基準額①、基準額②のいずれか高い基準額 + 冬季加算)</p>	+	<p>見直し後基準額 × 1 / 3</p> <p>(計算式)</p> <p>A = 基準額① (平成24年度基準) × 0.885</p> <p>B = 基準額③ (平成30年度基準) × 1.0</p> <p>見直し後基準額 = (【第1類】A、Bのいずれか高い基準額 × 逓減率①、③) + (【第2類】基準額①、基準額③のいずれか高い基準額 + 冬季加算)</p>
--	---	--

※但し、削減幅が▲5%を超える場合は、生活扶助に経過的加算額を足して、削減幅が▲5%以内に収まるように調整する。

②施行2年目【平成31年10月～平成32年9月】

<p>現行基準額 × 1 / 3</p>	+	<p>見直し後基準額 × 2 / 3</p>
-----------------------------	---	-------------------------------

③施行3年目以降【平成32年10月～】

<p>現行基準額 × 0 / 3</p>	+	<p>見直し後基準額 × 3 / 3</p>
-----------------------------	---	-------------------------------

(2) 事例

【標準3人世帯のモデルケース (夫33歳、妻29歳、子ども4歳)】

●現行基準額 150,110円 ※10円未満切上げ

$$\left\{ \underbrace{(38,430 + 38,430 + 29,970)}_{\text{基準額②}} \times \underbrace{0.8350}_{\text{逓減率②}} \right\} + \left\{ \underbrace{59,170}_{\text{基準額②}} + \underbrace{(4,160 \times 5/12)}_{\text{冬季加算 5/12ヶ月}} \right\} = 150,110$$

生活扶助 (第1類)
生活扶助 (第2類)

●見直し後基準額 (平成32年10月～) 146,500円 ※10円未満切上げ

$$\left\{ \underbrace{(46,760 + 46,760 + 44,010)}_{\text{基準額③}} \times \underbrace{0.7151}_{\text{逓減率③}} \right\} + \left\{ \underbrace{46,410}_{\text{基準額③}} + \underbrace{(4,160 \times 5/12)}_{\text{冬季加算 5/12ヶ月}} \right\} = 146,500$$

生活扶助 (第1類)
生活扶助 (第2類)

※本ケースは、削減幅が▲5%を越えていないため、経過的加算額による調整はない。

5. 適用期日

平成30年10月1日